

令和8年度三重県フェア in タイランド運営事業業務委託 業務仕様書

1 目的

人口減少や高齢化に伴い国内の飲食料の市場規模が縮小する中、海外では経済発展や人口増加に伴い、飲食料の需要は拡大傾向にあります。

また、インバウンド誘客においても同様に、訪日旅行需要は増加傾向にあり、2025年の訪日外国人旅行者数は最多を更新しています。

このため、農林水産物・食品の輸出や食品製造業の海外展開、インバウンド誘客を促進するため、親日国であり、かつ一定数の富裕層が存在するタイランドにおいて「三重県フェア」を開催します。

2 業務名称

令和8年度三重県フェア in タイランド運営事業

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

4 業務概要

(1) 業務内容

令和8年度三重県フェア in タイランドの開催に向けて、次の業務を実施すること。

<令和8年度三重県フェア in タイランド>

○開催時期及び開催期間

令和9年1月中旬～2月の8日間程度（予定）

※このうち週末を含む4日間程度は出展事業者が実演販売を行い、残りの期間は現地販売員が販売を行う。

○会場

サイアム高島屋（G階ローズフードアベニュー）を想定

○出展事業者数

三重県内に本社または事業所を置く食関連企業、農水産業者等15者程度（予定）

①事業全般の企画調整及び運営管理

- ・ 令和8年度三重県フェア in タイランド（以下、「フェア」と言う。）開催までの全体スケジュールを県と協議のうえ作成すること。
- ・ 事業全般について県と十分に協議のうえ進めるとともに、スムーズかつ効果的なフェア開催に向け、県や関係者、出展事業者と調整のうえ運営管理を行うこと。

②商談会の開催

- ・ フェア出展商品を選定するため、インポーターをタイ（バンコク）から1名招聘しフェア参加希望事業者との商談会を開催すること。
- ・ インポーター及び商談会参加事業者はあらかじめ県が調整するが、フェア開催に向けて出展事業者が不足した場合等は、出展者の追加募集に協力すること。

<商談会>

○開催時期及び開催期間 令和8年4月下旬の3日間程度

○会場 津市内の会場及び県内事業者訪問を想定（県が手配、調整）

③フェアでの商品販売に向けた調整及び出展事業者のサポート

- ・ 上記②の商談会の結果を踏まえ、インポーターとともにフェアでの商品販売に向けた調整を行うこと。
- ・ 商品の輸出に必要な事務手続き等を行い、フェアでの販売が可能な状態にすること。とくに、初めてタイに輸出を行う商品については、FDA 登録に向けて出展事業者の書類作成などに係る支援を行うこと。
- ・ 商品やサンプルの輸送について、正規の手続きを踏み、合理的な方法で行うこと。なお、輸送に係る費用は出展事業者の負担とする。

④フェア会場の設営・装飾、搬出入等

- ・ フェア会場の会場管理者との連絡調整、設営、展示装飾、搬出入、各種手続き等を行うこと。
- ・ 商品及びその他フェア開催に必要な資機材・什器類等について、手配、保管、設営、撤去等を行うこと。なお、特定の商品販売に必要な特殊なものについては、出展事業者の負担とすることも可能。
- ・ フェア中の商品販売については、来場者がその場で食べ歩きしたり味を確かめたりできるように、実演販売や試食・試飲を積極的に取り入れ、来場者の購買意欲を高められるようにすること。
- ・ フェア会場のレイアウトは集客に効果的なものであり、かつ、各出展事業者ブースの位置やスペースは公平性がある程度保たれるよう工夫すること。
- ・ フェア開催にあたり、来場者にわかりやすく三重県やフェアの魅力を伝えられるようキービジュアルを作成すること。
- ・ 商品の販売に必要なタイ語の値札や POP 等を作成すること。

⑤ステージイベントの運営

フェア会場内にステージを設置し、以下ア及びイのイベントを実施すること。

ア 来場者参加型イベント

- ・ 三重県の魅力を伝え、商品購買意欲や来県意欲を喚起できるように、来場者参加型イベント（ワークショップ等）を実施すること。
- ・ 実施回数は、週末を含む4日間程度をメインに1日8回程度とし、企画実施に係る業務一切を行うこと。
- ・ イベントの内容は、三重県フェアへの集客や三重県への観光誘客に効果的なものとする。

イ PR イベント

- ・ フェア会場内において、来場者を対象に商品や観光のPR イベント（トークショー等）を実施すること。イベントでは景品を配布することにより集客効果を高められるようにすること。実施回数は、週末を含む4日間程度について1日1回以上とする。また、企画実施に係る映像・音響機材や景品の手配など業務一切を実施すること。

⑥スタッフ等の手配

フェア開催期間中、下記のとおり支援スタッフ等を手配し、商品販売やイベント実施をスムーズに行えるようにすること。

○販売支援スタッフ

- ・ 通訳（出展事業者の渡航期間中）：少なくとも4名
- ・ 販売スタッフ（出展事業者の渡航期間中）：少なくとも4名
- ・ 販売スタッフ（上記以外の期間）：少なくとも6名

○観光案内ブース対応スタッフ（全期間）：少なくとも1名

○ステージイベント対応スタッフ（イベント実施期間）：少なくとも2名

⑦観光案内ブースの設置・運営及び観光 PR

- ・ フェア来場者に対し三重県の観光を案内できるブースを設置すること。
- ・ ブース対応スタッフはフェア開催中、ブースの管理運営、パンフレット配付、観光案内対応、来場者アンケート対応、新規 SNS フォロワー獲得等の活動を行うこと。
- ・ ブースでは、三重県の観光の魅力を紹介する動画を放映すること。なお、動画については三重県から提供することとする。
- ・ ブース来場者に対しては、案内ボード作成などにより、新たに SNS のフォロワーとなるよう呼びかけること。なお、新規フォロワーの増加を目的とするアカウントは下記のとおりとする。

【三重県タイ語公式アカウント】

○face book 「เที่ยวสนุก "มีอะ" เจแปน」

<https://www.facebook.com/japantravelmie.th>

○instagram 「Visitemie_th」

https://www.instagram.com/visitmie_th/

⑧情報発信

- ・ 三重県フェアへの集客を図るため、ウェブサイト、SNS、チラシやポスター等により、現地消費者に広く周知するための広報業務を事前及び開催期間中に実施すること。
- ・ 現地メディアやインフルエンサーを少なくとも1社以上活用し、フェア開催に係る事前告知や、会場のライブ配信などを通じて、フェア会場への集客や三重県の観光情報発信を実施すること。
- ・ 情報発信の実施にあたっては、会場のサイアム高島屋とも密に連携すること。

⑨アンケート実施及び売上報告

- ・ フェア期間中、来場者に対してアンケートを実施するとともに、アンケートの謝礼としてノベルティを配布すること。アンケート項目、ノベルティの内容は県と相談して決めること。
- ・ フェア期間終了後、出展事業者に対してアンケートを行うこと。アンケート項目は県と相談して決めること。
- ・ フェア期間中及び終了後、売上・販売結果をとりまとめ、県及び参加事業者に報告すること。

(2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。委託事業活動の記録や、全体を総括し考察した内容を記載すること。

①委託業務実績報告書の内容

委託事業活動の記録や、全体を総括し考察した内容を記載すること。

②提出媒体

- ・ 紙（A4両面）：1部
- ・ 電子データ（PDF）

③提出期限

履行期限である令和9年3月12日（金）までとする。

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

6 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報 の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報 の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し が完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し が完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課県産品販売促進班 担当：田上、山本

電話：059-224-2336 電子メール：export@pref.mie.lg.jp